

役員報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、企業組合 We need（以下、「この法人」という）の役員（理事、監事その他これに準ずる者。以下「役員」という。）の報酬、賞与、退職慰労金その他の給付（以下「報酬等」という。）並びに職務の遂行に要する費用の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、すべての役員に適用する。

(報酬等の種類)

第3条 役員に支給する報酬等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 報酬（定額又は月額）

(報酬等の決定)

第4条 役員報酬等の額、支給基準及び支給方法は、法人全体の業績・成績等を考慮して、「評価規程」を基に案を算出、その後、定款の定めに基づき、総会の決議により定めるものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬は、原則として月額により支給するものとし、支給日、支給方法その他必要な事項は理事会で定める。

(無報酬役員)

第6条 役員は、無報酬とすることができる。この場合においても、次条に定める費用の支給を妨げない。

(費用の範囲)

第7条 役員がその職務を遂行するために要した費用については、法人は、これを支給又は実費弁償するものとする。

2 前項の費用には、次のものを含む。

- (1) 会議出席又は職務遂行のための交通費
- (2) 宿泊費
- (3) 通信費
- (4) その他理事会が必要と認めた費用

(費用の支給基準)

第8条 前条の費用の支給基準は、社会通念上相当と認められる金額を支給するものとする。

(支給手続)

第9条 法人は、役員の申請内容を確認の上、適正と認めた場合に支給するものとする。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の議を経て、総会の決議により行うものとする。

(補則)

第11条 本規程に定めのない事項については、定款及び関係法令の定めるところによる。

附 則

(報酬の範囲) 役員の報酬額の下限と上限は、20,000～600,000円(月額)とする。

本規程は、令和8年2月4日から施行する。(令和8年2月3日理事会決議)